

経営者保証ガイドラインにかかる取組方針について

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人、個人の一体性の解消が図られている、あるいは、解消等を図ろうしているお客さまから資金調達の要請を受けた場合には、お客さまの経営状態、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、お客さまのご意向を踏まえ、検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) お客さまとの間で保証契約を締結する際は、主たる債務者と保証人に対して、どのような理由で保証契約が必要であるかを、丁寧かつ個別・具体的な説明に努めます。
- (2) 保証金額の設定については、保証人の資産状況、収入の状況、融資額、債務者の信用状況、物的担保の設定状況ならびに債務者および保証人の適時適切な情報開示に対しての姿勢を総合的に勘案して適切に設定するよう努めます。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) お客さまから、既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性や適正な保証金額について検討を行い、保証契約の解除または変更等について真摯かつ柔軟な対応をします。
- (2) 事業継承が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、必要な情報開示を受け、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者や後継者に対して丁寧かつ具体的な説明を行います。

また、前経営者より保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合、保証人に残すことのできる資産の範囲は、保証人の保証履行能力、保証人としての経営責任、破産手続きにおける自由財産や標準的な世帯の生計費を総合的に勘案して決定します。

以上